

仕様書

1. 目的

下関市では、平成6年に「下関市駐車場整備計画」を策定し、これに基づき駐車場施設の整備を進めている。中心市街地における商業施設の整備や社会経済情勢の変化等により、平成17年、平成20年、平成25年及び令和3年に下関市駐車場整備計画の見直しを行い、現在では、整備目標量を上回るなど駐車施設は概ね充足した水準となっている。

令和7年3月22日から休止中の下関市長門町駐車場について令和3年の見直し時に「都市計画駐車場の廃止を含めて見直しを検討」とされていることから今後当該地域において、都市計画駐車場が必要かを検討するにあたり、需給調査を実施するもの。

2. 業務名

下関市長門町駐車場周辺地区における駐車施設需給調査

3. 業務期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

4. 調査対象地区

本業務における調査対象地区は、駐車場整備地区を中心とした市街地の1地区（約47ha）とする（位置図は別図のとおり）。

5. 業務内容

(1) 駐車施設・需要に関わる実態調査

(ア) 駐車施設現況調査

調査対象地区内における時間貸・月極駐車施設を対象に位置、構造形態、収容台数、料金、運営形態（時間貸・月極）別に把握整理する。

(イ) 駐車場利用実態調査

- ・平日（月曜日～金曜日）のうち1日、観光客が集中する土日、祝祭日等三連休以上の特異日（以下「休日」という。）のうち1日の計2日における利用実態調査を実施する。なお、上記2日の調査日（以下「調査日」という。）については、発注者と協議の上決定するものとする。

- ・調査内容は、時間帯別駐車台数、満車状況（駐車待ち状況）を調査し整理するものとする。
- ・調査対象とする主要な駐車場は以下のとおりとする。

時間貸駐車場（5か所程度）

(ウ) 路上駐車実態調査

対象路線は中心市街地1路線とし、時間帯毎の駐車状況を把握整理する。なお、実態調査は調査日に併せ発注者が実施するものとし、時間帯別駐車状況等のデータを提供する。

(エ) 現況の整理

利用実態調査結果等を取りまとめ、駐車特性及び駐車需要を分析し、令和3年に見直しの基礎となった令和2年度調査結果と比較し考察する。

・駐車施設の整備状況

(ア) で調査した結果を基に、駐車場整備状況を整理するとともに、土地利用状況と駐車場整備状況の関係を把握し、現況の駐車場整備に係る問題点の要因（長門町駐車場の休止による影響等）を分析整理する。

・駐車場の利用状況

(イ) で調査した結果を基に、駐車場利用状況を時間帯別等で整理し、ピーク時間帯とその利用率を把握するとともに、ピーク時における駐車待ちによる周辺の渋滞状況を把握する。

・路上駐車の実態状況

(ウ) で調査した結果を基に、路上駐車が発生台数、時間変動、車種構成等の実態を整理し、対象路線の土地利用や駐車場の利用状況と路上駐車の関係等について分析する。また、路上駐車発生時における対象路線の交通状況を整理する。

・休日における渋滞状況

本市が取り組んでいる渋滞対策と渋滞発生状況を把握し、休日における駐車場整備に関する課題等を整理する。

・駐車場需給のバランスの把握

供給量と需要量の結果から駐車場需給のバランスを平日及び休日で整理する。

・駐車特性の把握

利用状況や路上駐車の実態状況から駐車特性を把握・分析する。

(2) 将来需要予測及び整備目標量の設定

本市上位計画、民間事業計画及び該当地区の駐車特性を踏まえ、将来需要予測を行うとともに現駐車場整備との関係を考察する。

・将来需要予測

本市上位計画、民間事業計画及び該当地区の駐車特性を踏まえ、現計画の目標年次における駐車場の将来需要予測を行う。

・整備目標量の設定

将来需要予測を基に整備目標量を算定する。

(3) 打合せ協議

本業務の打ち合わせ協議は初回、中間1回、最終の計3回とする。ただし、業務の遂行上、別途協議が必要と判断された場合はこの限りではない。

(4) 報告書のとりまとめ

・業務報告書（A4版ファイル綴じ） 3部

・上記の電子成果品 1部

ファイル形式については発注者と協議の上決定する。

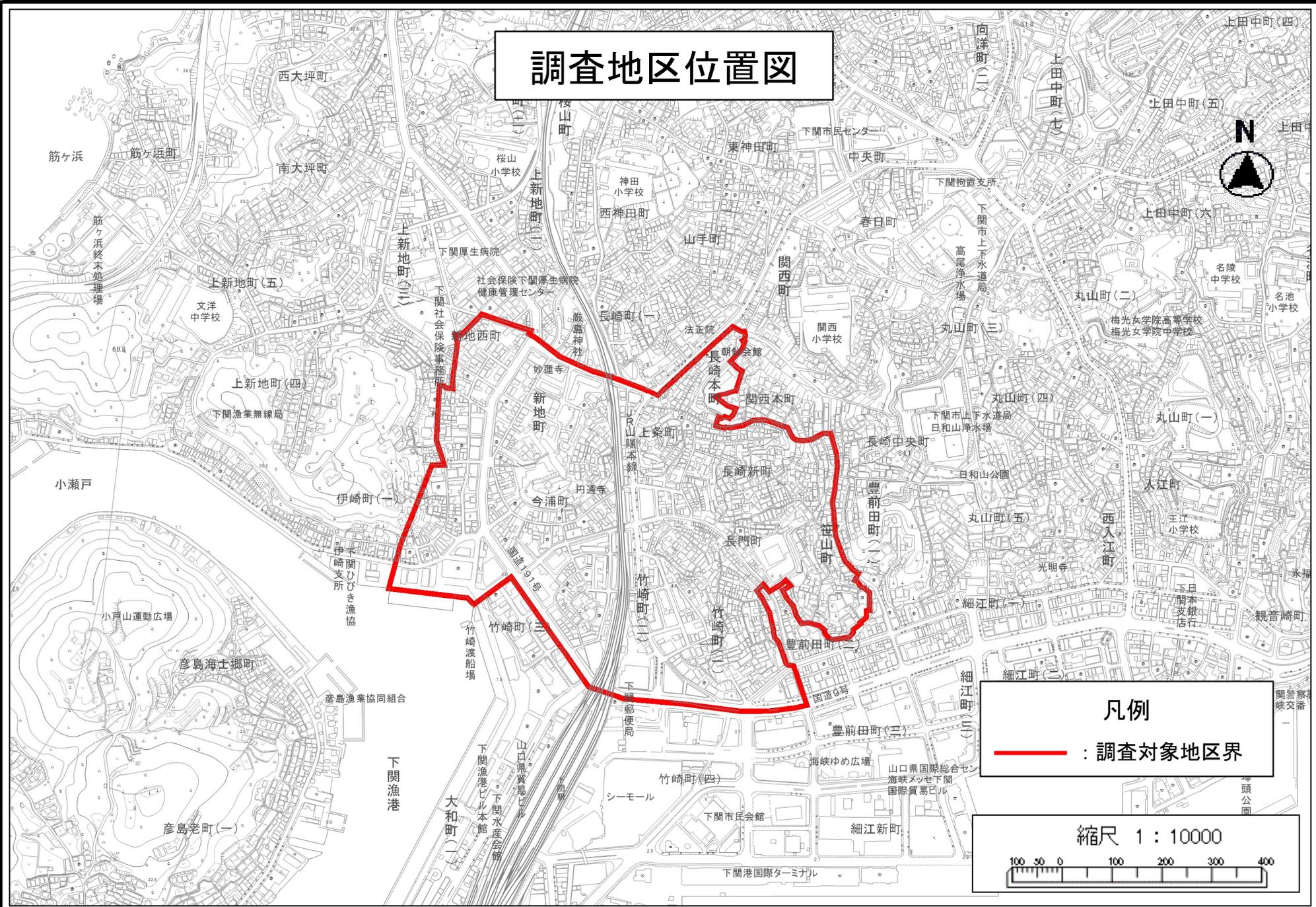
(5) 業務にかかる費用

本業務に係る必要なすべての費用を負担すること。

6. その他

「共通仕様書」（別紙1）、「特記仕様書（環境編簡易）」（別紙2）、「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」（別紙3）、「個人情報取扱特記事項」（別紙4）に記載されている事項を遵守すること。

調査地区位置図



凡例
 ———— : 調査対象地区界

縮尺 1 : 10000
 100 50 0 100 200 300 400

委託業務共通仕様書

1 総則

本仕様書は下関市が委託する調査業務に適用するものとする。

1-1：一般事項

- (1) この仕様書に定めのない事項については、契約図書及び山口県業務委託共通仕様書、監督員の指示に従うものとする。
- (2) 受注者は次の事項に留意の上、業務を行うこと。
 - ア：関係法規、規則等諸法令を順守すること。
 - イ：業務実施に伴い、知り得た情報について他に漏らさないこと。
 - ウ：定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
 - エ：業務の実施にあたり、契約図書及び発注者の指示に従い、業務の意図、目的を十分に理解した上で、業務に努めること。
- (3) この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合については、発注者と協議の上、その指示を受けなければならない。
- (4) 管理技術者
 - ア：受注者は管理技術者を定め、発注者に届けるものとする。
 - イ：管理技術者は業務を行う上で、必要な能力と経験、技術を有する技術者でなくてはならない。
- (5) 照査技術者
 - ア：受注者は照査技術者を定め、発注者に届けるものとする。
 - イ：照査技術者は成果品の内容の技術上の照査を行うものとする。
 - ウ：照査技術者は照査を行う上で、必要な能力と経験、技術を有する技術者でなくてはならない。

1-2：履行

- (1) 受注者は契約後、業務計画書や工程表等の必要書類を遅延なく提出すること。
- (2) 打合せ協議はその内容について、その都度受注者が記録簿を作成し、相互に確認を行うこと。
- (3) 業務が完了したときは、速やかに発注者に完成通知書を提出し、完了検査を受けること。
- (4) 業務の受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他必要な措置を取らなければならない。
- (5) 受注者は契約時又は完成時について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は完成後10日以内

にテクリスに基づき「通知書」を作成し、監督員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センター登録するとともに、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出すること。

(6) 貸与及び公表

許可なく本業務に関しての成果及び資料を公表してはならない。貸与された関係資料は、業務終了後速やかに返却すること。

(7) 本業務に関し、第三者に損害等を与えた場合は、受注者の責任においてこれを賠償すること。

特記仕様書（環境編簡易）

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、下関市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 下関市と受託者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 下関市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、下関市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 下関市は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対

して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受託者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定により、下関市が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 受託者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに下関市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 下関市、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受託者は、下関市の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受託者は、下関市の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために下関市から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、下関市の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 受託者は、この契約による業務を処理するために下関市から引き渡され、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務

完了後直ちに下関市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、下関市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに下関市に報告し、下関市の指示に従うものとする。

委 託 設 計 書

都 市 計 画 課

業務委託名	下関市長門町駐車場周辺地区における駐車施設需給調査
-------	---------------------------

下 関 市

委 託 設 計 書

都 市 計 画 課

	課 長	主 幹	課長補佐	係 長	検 算	設 計 者

業 務 年 度 令和 7 年度

業 務 名 下関市長門町駐車場周辺地区における駐車施設需給調査

業 務 位 置 下関市 長門町他

業 務 概 要	(1) 計画準備
	(2) 駐車施設・需要に関わる実態調査
	(3) 将来需要予測及び整備目標量の設定
	(4) 打合せ協議
	(5) 報告書作成

予 定 工 期 着手後 日間 (契約締結日から令和8年3月19日まで)

設 計 金 額 (元設計金額)		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

設 計 用 紙

下 関 市

設 計 内 訳 書

NO- 1

費目 工種 施工名称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
調査・検討業務					
直接原価					
直接人件費	式	1.00			第 1号代価表
直接経費					
駐車施設現況調査	式	1.00			第 2号代価表
駐車場利用実態調査	式	1.00			第 3号代価表
直接経費 計					
直接原価 計					
間接原価					
その他原価	式	1.00			直接人件費
一般管理費 一般管理費等	式	1.00			直接原価+ その他原価
間接原価+一般管理費 計					
業務価格 計					
消費税相当額 対象額 率(%)	式	1.00			
業務委託料 合 計					

